廃食油を回収しＢＤＦ精製へ

～８月下旬から回収開始予定～

地球温暖化防止と循環型社会の形成には、国、行政の施策とともに、市民や事業体の具体的な実践が求められています。

にかほ市が新たに取り組む「廃食油回収およびＢＤＦ燃料精製事業」の目的には、二酸化炭素（ＣＯ２）排出量削減と資源循環型エネルギー利用があります。これらの具体的な実践に向け市民の皆さんの積極的なご協力をお願いします。

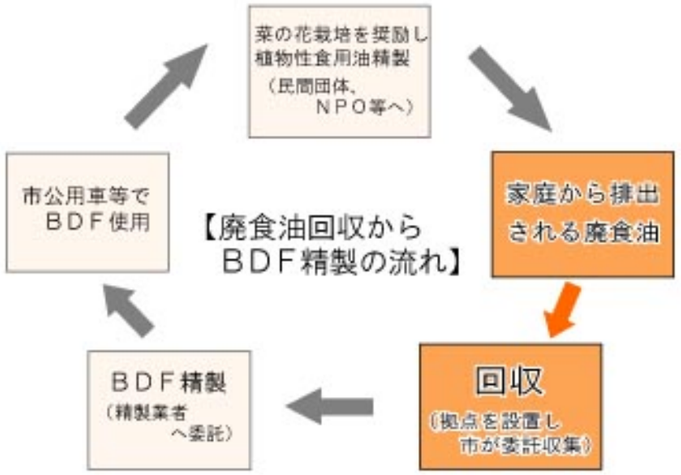

にかほ市の取り組み

市では、地球温暖化対策[※1]の一環として、家庭から出される天ぷら油等の廃食油を回収してＢＤＦを精製し、公用車等に使用することで、ＣＯ２排出量の削減を図るとともに、循環型社会[※2]の形成に取り組みます。

【取組概要】

- **回収拠点を設けて回収**
- **８月下旬から回収開始**
- **自治会は可、事業者は不可**
- **回収は月２回程度**
- **随時受付しますが、第１回目期限は７月27日㈮**
- **申込者には別途回収方法などの詳細を通知**

この廃食油の提供に協力していただける方を募集します。

ぜひお申し込みください。

申込・問合先
市民部生活環境課環境衛生係
☎32・３０３３

ＢＤＦとは

ＢＤＦとは、軽油の代わりに使用できる植物性燃料のことです。家庭で天ぷらや揚げ物をした後の廃棄（現在は固形化され可燃ゴミ処理または排水処理されている）する油のことを廃食油といい、この廃食油を精製することでＢＤＦができます。

ＢＤＦの特徴

◎化石燃料[※3]を使わずにディーゼルエンジンを動かせる
◎多くの疾病原因とされる黒煙は軽油の約３分の１
◎再生可能な植物エネルギーであるため、二酸化炭素[※4]（ＣＯ２）排出量はゼロカウント

今、なぜＢＤＦを？

地球温暖化が世界的な環境問題となり、平成17年２月に京都[※5]議定書が発効しました。これにより日本には基準年（１９９０年）に比較して、温室効果ガス排出量を６％削減することが課せられました。

しかし、日本では２００４年の排出量が基準年から８・１％増加しており、京都議定書での約束を達成するためには２０１２年までに14％の削減が必要となっています。

このような状況のため、国の施策と併せて市民・事業者・行政等の各主体が具体的な行動を実践し、温室効果ガス排出削減対策に取り組むことが必要なのです。

※１地球温暖化
温室効果ガス等（ＣＯ２等）の増加により地球規模で気温上昇が進んでいる。水害、公害、種の絶滅、沿岸域の水没等様々な悪影響が懸念される。

※２循環型社会
「生産→消費→廃棄」のサイクルを見直し、「生産→消費→再利用・再生産」のサイクルにより廃棄物の減量を図る社会。

※３化石燃料
動植物の死骸が地中に堆積し、長い年月の間に変成してできる有機物燃料。石炭、石油、天然ガス等がある。

※４ゼロカウント
燃料になる前の植物が吸収した以上のＣＯ２を排出しないため、排出とみなさない。

※５京都議定書
平成９年京都で採択された議定書。先進各国の温室効果ガス排出量の削減数値目標等が決定・合意された。平成17年２月発効。

ご存じですか？国保税減免等の制度

国民健康保険税の納税通知書が郵送されます

平成19年度当初の国民健康保険税納税通知書は、７月中旬に郵送されます。国民健康保険税は世帯単位で課税され、納税義務者は世帯主です。国民健康保険に加入している世帯員の所得や資産の内容で税額を算出し、世帯主に通知します。

口座振替を利用している場合は、納税通知書に記載されている口座から引き落としされますので、①金融機関名②口座番号③名義を確認し、預金残高にご留意ください。新しく口座振替を利用する時は、各納期の２週間前までに、希望の金融機関で手続きをしてください。

＝平成19年度納期限＝

第１期	第２期	第３期
７月31日	８月31日	10月１日
第４期	第５期	第６期
10月31日	11月30日	12月27日
第７期	第８期	随時期
平成20年１月31日	２月29日	３月31日

※納期限が休日の場合は翌日が納期限となります。

国保税に関する問い合わせ先

税務課国保税係	☎43－7505
仁賀保市民ＳＣ（サービスセンター）総務班	☎32－3030
金浦市民ＳＣ総務班	☎38－4300

減免等の制度をご存知ですか？

～税額の軽減～

世帯主（国保に加入していない人も含む）と国民健康保険に加入している全員の前年中の所得に応じ、税額のうち、均等割額と平等割額が軽減されます。

ただし、前年中の所得の申告（確定申告等）をしていない方は、軽減を受けることができません。国保加入者で所得が把握できない方には、市から国保の簡易申告書が送付されますので未提出の方は早めに提出してください。

◆国民健康保険税の軽減内容

軽減の対象となる世帯の所得基準額（前年の所得）	軽減割合	申　請
33万円以下の世帯	均等割額および平等割額の７割	必要ありません
33万円＋世帯主を除く被保険者数×24万５千円以下の世帯	均等割額および平等割額の５割	必要ありません
33万円＋世帯内の被保険者数×35万円以下の世帯	均等割額および平等割額の２割	必要になります 対象者には市から申請書を送付します

～税額の減免～

次にあげる理由などで、納付が困難な場合には、申請によって保険税が減免される場合がありますのでご相談ください。

- 経済的な事情により、生活するための公私の扶助を受けている、またはそれに準ずる場合
- その年内に失業、疾病、負傷などで所得が皆無、または前年の半分以下になった場合
- 災害で甚大な被害に遭ったなど特別な事情がある場合

減免の適否は収入、資産等を審査し、総合的に判断されます。

申請書は各納期限の７日前までに税務課、仁賀保・金浦各市民サービスセンター総務班に提出してください。

保険税を納めないでいると…

特別な事情がなく国民健康保険税を滞納すると、督促や催告が行われるほか、保険証の有効期限が短くなったり、保険証の返還などの措置がとられます。医療給付差し止めや財産差し押さえなどの滞納処分を受けることもありますので、期限内に納付してください。納付が困難な場合は、そのまま放置せずに、納付相談にお越しください。

生涯学習奨励員の紹介

６月１日、市教育委員会から生涯学習奨励員30人が委嘱されましたので紹介します。

生涯学習奨励員は、生涯学習推進活動をしている方々です。生涯学習に関することについてご相談ください。

◎委嘱期間
平成19年６月１日～21年５月31日

（敬称略）

◆仁賀保地域
石橋　寿子　兼松　妙子
小松富士雄　佐々木皓史
佐藤倉太郎　田村　純悦
牧野　奉子　増村　律子
三浦よし子　宮本　秀孝
横山　隆一　渡邉　チヨ

◆金浦地域
佐々木和子　佐々木利子
佐藤　昇　周防　政子
津村　美樹　中津　隆

◆象潟地域
小川　勇　金子　尚子
齊藤　菊雄　寒河江由香里
佐藤　郁子　須藤　作男
簾内　文夫　松本小三郎
宮嶋由美子　村上　恵三
森　千代子　渡部ハルミ